

議員定数・選挙区調査特別委員会会議録

平成19年8月10日

場 所 第1委員会室

平成19年 8月10日（金曜日）

午前10時 2分開会

会議に付した案件

○協議事項

1. 議員定数及び選挙区について
 2. その他
-

出席委員（12人）

委 員 長	蓬 原 正 三
副 委 員 長	関 師 博 規
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	福 田 作 弥
委 員	野 辺 修 光
委 員	濱 砂 守
委 員	黒 木 覚 市
委 員	中 野 一 則
委 員	河 野 安 幸
委 員	満 行 潤 一
委 員	河 野 哲 也
委 員	権 藤 梅 義

欠席委員（なし）

委員外議員（2人）

前屋敷 恵 美
川 添 博

説明のため出席した者（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主任主事	松 下 新 一
政策調査課課長補佐	井 上 直 三

○蓬原委員長 それでは、ただいまから議員定数・選挙区調査特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付の日程案のとおり進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原委員長 それでは、そのように決定いたします。

本日は、委員協議としまして、議員定数及び選挙区について、皆様に御協議していただきます。

協議に入ります前に、まず、お手元の「議員定数及び選挙区に関する資料」をごらんください。これは、これまでの2回の委員会で出た皆様の御意見等を踏まえて、今後の審議の参考となるような資料を集めたものであります。関係法令の説明や全国の状況、県内市町村の状況等の資料を集めております。今後の委員会の審議の参考となる資料でございますので、次回以降の委員会においても、ぜひこの資料をお持ちになっていただきますようお願い申し上げます。必携品としていただきたいと存じます。

では、まず、当資料について書記のほうより説明をいたさせますので、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○蓬原委員長 それでは、松下書記、よろしくお願いたします。20分から30分程度であります。

○松下書記 それでは、御説明いたします。

まず、目次のほうからごらんください。大きな項目としましては、1. 議員定数・選挙区に関する法令等、2. 本県の議員定数・選挙区の状況、3. 平成17年度特別委員会の概要、4. 全国の議員定数・選挙区の状況、5. 本県及び議会の財政状況、6. 県内市町村の状況、7. その他となっております。前回の委員会で委員の皆様から資料要求のありました件に関しまし

ても、この中に盛り込んでおりますので、その都度御説明したいと思います。

では、1ページをお開きください。都道府県議会の議員定数・選挙区に関する法令等について、改めて整理しております。1ページは総定数関係、これは地方自治法で規定されているものですが、これについての概要でございます。地方自治法第90条第1項では、「都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める」と規定されており、また、第2項では総定数の上限が規定されております。真ん中ほどの定数早見表によりますと、本県の場合は、人口115万人に対して48人が総定数の上限となっております。このような地方自治法の規定を受けまして、一番下になりますが、本県で条例を制定しております、総定数は45人と定めているところであります。

次に、2ページについてですが、選挙区と各選挙区の定数関係、これは公職選挙法で規定されているものですが、これについての概要であります。

①は選挙区の設定についてでありまして、原則は「選挙区は郡市の区域による」となっておりますが、特例としまして、強制合区、任意合区、飛地特例等の規定がございます。

②は、選挙区割が決まった後の各選挙区の定数についてでありまして、原則は「人口に比例して、条例で定めなければならない」となっておりますが、ただし書きとしまして、「おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる」となっております。

次に、3ページに移りますが、③は市町村合併との関係を整理したものであります。そして下の方ですが、このような公職選挙法の規定を受けまして、本県において選挙区の設定と各選挙区の議員定数に関する条例を定めているとこ

ろであります。

次に、4ページは法律の条文となっております。

続きまして、5ページに参ります。現在の本県の議員定数・選挙区の状況についてであります。左から、選挙区名、人口、配当基数、人口比例定数、条例定数となっております。

まず、配当基数についてですが、これは各選挙区の人口を、本県全体の議員1人当たりの人口2万5,623人で割った数値です。この配当基数をもとに人口比例定数が算定されます。公職選挙法によれば、原則としてこの人口比例定数によって定数を定めることとなっておりますが、15条8項ただし書きの規定により、定数の配分を変更して定めることも可能であることから、本県の条例定数は、宮崎市選挙区、都城市選挙区の定数を減らし、日南市・南那珂郡選挙区等の定数をふやす調整がなされているところであります。

なお、配当基数についてですが、1より小さい選挙区は任意合区をすることが可能なわけですが、現在のところ本県では、串間市選挙区、えびの市選挙区、北諸県郡選挙区、西諸県郡選挙区、西臼杵郡選挙区の5つが対象となっております。

次に、6ページに参ります。これは、仮に総定数を減らした場合、配当基数と人口比例定数がどうなるかという参考資料であります。表の一番右側をごらんください。仮に総定数が38だった場合、県全体の議員1人当たりの人口は3万343人でありまして、配当基数が1より小さくなる選挙区は、先ほどの5つの選挙区に加え、宮崎郡選挙区、東諸県郡選挙区が加わり、7つとなることとなります。

次に、7ページに参ります。これは、平成以

降の本県の議員定数の変遷についてであります。一番左が平成3年及び平成7年の選挙時の定数であります。次が③番、平成11年の選挙時の定数であります。この際に定数削減が実施されておまして、延岡市選挙区及び西臼杵郡選挙区の定数がそれぞれ1名減となっております。次が④番、平成15年の選挙であります。そして、その後、市町村合併が進みましたところで、⑤番の現在の定数に至っております。

続きまして、8ページからですが、平成17年度の特別委員会の概要をまとめたものです。ポイントのみ説明してまいります。

Iの委員会の協議事項ですが、①選挙区特例の適用に関する事、②選挙すべき議員の数に関する事となっているわけですが、1年の前半で①、後半で②の協議が行われておまして、前半と後半で協議の内容が大きく異なっております。すなわち、1年の後半で議員定数・選挙区の見直しに関する協議が行われております。

これを踏まえてIIの開催概要を見ていただきますと、委員会は17回開催されておりますが、前半が7回、後半が10回の開催となっております。また、県外調査については、大分県、鹿児島県いずれも1年の前半に行っておりますので、主に選挙区特例の適用に関する調査となったようであります。県内調査については後半ですので、議員定数等に関する調査でありましたが、町村議会議長会との意見交換が前半でありますので、主に選挙区特例の適用に関する意見交換となっております。もちろん、1年のうちの前半にも議員定数等に関する話題は出ておりますが、なかなか議論は深まらなかったようであります。

次に、間を飛ばしまして、9ページをごらんください。②の任意合区の検討についてであり

ますが、賛成、反対の意見を改めて整理しますと、賛成の意見、「死に票が多い等の問題のある1人区が減らせる」「複数人区になれば、有権者にとっても選択肢が広がる」「選挙区を大きくすることで、一票の格差を縮小することができる」。反対の意見、「選挙区は郡市単位が原則であり、それを尊重すべき」「全国の状況を見ると、任意合区の実施率は1割程度であり、1人区は全選挙区の4割以上となっている」「郡市単位で選出された議員のほうが、住民の意向を反映させやすい」「今後も市町村合併が予想され、先に選挙区を変えるのは適当でない」となっております。このあたりは、今回の委員会においても、今後の審議の参考になるのではないかと思います。

次に、中ほどの①番、議員定数削減の検討についてであります。ここも意見を整理しますと、賛成の意見、「厳しい財政状況の中、県は行財政改革に取り組み、市町村議会も定数を削減するなど、痛みを負っている」「県民や市町村議会議員からも削減すべきとの声が届いている」。反対の意見、「議員は1人でも多いほうが、より多くの意見を県政に反映できる」「財政的問題であれば、議員報酬の減額等の方法も考えるべき」「今後も市町村合併が予想されるので、次の次の選挙までに抜本的に見直すことを考えている」となっております。

そして②番ですが、協議の終盤には、自由民主党の案と社会民主党・公明党・民主党統一案が提示されておまして、その両案は次の10ページとなっております。自民党の案は、まさに今現在の定数どおりの案です。これに対し社民、公明、民主の統一案は、色が濃くなっているところですが、日南市・南那珂郡、西都市・西米良村、東臼杵郡の定数をそれぞれ1名ずつ少なくし、総定数を42とした案でありました。最終

的には、自民党案が採決により決定されております。

9ページに戻りますが、以上のような審議を経まして、一番下の結論、すなわち、「次の選挙後において、定数等を抜本的に見直すべき」という結論が出されたところであります。

それでは、11ページをお開きください。ここからは、議員定数・選挙区に関する全国の状況となっております。11ページは減員の状況がありますが、これは前回説明済みですので、説明を省略いたします。同じく説明は省略しますが、12ページは定数削減の状況、13ページは人口比の状況、14ページは一票の格差の状況となっております。

ここで1点、14ページの一票の格差の状況の中で、北海道の3.52倍という高い格差に関する御質問が、前回の委員会で出ていたかと思えます。北海道のほうに尋ねましたところ、公選法第15条8項のただし書きの規定に基づいて、都市部の定数を減らして、面積の広い郡部の定数をふやす調整を行っていることから、格差が大きくなっているとのことでありました。この調整は以前から行われておりまして、格差はある程度やむを得ないものとの判断がなされているとのことでありました。しかし一方で、この格差は見直すべきだとの意見の議員もいるとのことでありまして、今後、見直しの動きが出てくる可能性もあるとのことでした。

それと、兵庫県について、特例選挙区の状況に関する御質問があったかと思えます。兵庫県に尋ねましたところ、現在3つの特例選挙区があって、いずれも普通の郡であるとのことでした。この特例選挙区の存置については、やはり賛否両論があるとのことでありまして、前回の定数見直しの際にもかなりの議論がなされて、

最終的に存置する案に決定したとのことでありました。なお、次の23年の選挙時には、この特例選挙区を含め選挙区全体の見直しを行う予定とのことでありました。

次に、15ページに参ります。これは面積比の状況についてでありまして、各都道府県の議員が1人当たりどのぐらい面積を有しているかの表であります。濱砂委員の方から資料要求があったものかと思えます。本県の場合ですが、宮崎県の欄をごらんいただきますと、171.88平方キロメートルとなっております。右の表によりますと、全国でも12番目に広い面積を有している形となっております。議員1人当たりの面積が最も大きいのは北海道で、小さいのは大阪府となっております。ただし、一番右の面積の広い順位と比べてみますと、これも人口比の状況と同じく、各都道府県の面積そのものに影響される面も大きいのではないかと考えられます。

次に、16ページですが、選挙区に関する全国の場合の状況ということで、選挙区の定数の状況を一覧表にしております。左から、各都道府県の選挙区の総数、次から1人区、2人区、3人区等の数を表にしております。

表の一番下をごらんください。選挙区の全国の合計は1,156でありまして、そのうち469選挙区、40.6%が1人区となっております。なお、参考までですが、最も人数の多い選挙区は、鹿児島県にあります19人区となっております。

次に、17ページですが、合区等の状況についてであります。左から、各都道府県の選挙区の総数、次が現時点で任意合区が可能な選挙区数、本県の場合は先ほど5つと申し上げたところですが、これは配当基数が1より小さい選挙区のことです。次が強制合区を含む選挙区数、その次が任意合区を含む選挙区数となっております。

本県の場合は、西都市・西米良村選挙区が強制合区を含んでおりますし、日南市・南那珂郡選挙区が任意合区を含んでおります。

そして表の一番右が、公職選挙法第15条8項のただし書きを適用して定数の調整を行っているかどうかについてであります。本県は適用ありとなっております。全国では31の都道府県が適用ありとなっております。言いかえますと、そのほかの都道府県は人口比例定数どおりに定数を定めているものであります。

次に、18ページからですが、本県及び議会の財政状況についてであります。こちらは福田委員のほうから資料要求があったものかと思えます。1の一般会計当初予算の推移であります。平成16年度からの財政改革推進計画等によりまして、平成19年度の予算総額は平成15年度比で12.3%のマイナスとなっております。また、義務的経費についても4.7%のマイナスとなっております。

そして今後の見通しについてですが、2の「行財政改革大綱2007」における見直し目標によりまして、平成22年度までに大幅な歳出見直しを行うこととしておりまして、今後も一層の予算規模の縮小が図られていくものと見込まれております。なお、行革大綱では、削減する額ではなくて、見直しの額について目標を立てている関係上、予算規模がどの程度縮小するかは明確な算定が難しいとのことでありました。

そして下のほうには参考としまして、本県の議会費当初予算の推移をつけております。これによりまして、平成19年度の予算は、平成15年度比で4.2%のマイナス、目の議会費、これはいわゆる議員にかかる経費でございますが、こちらが3.9%のマイナスとなっております。この目の議会費の減少は、議員報酬の5%カットによ

るものが大きいのではと考えられます。

続きまして、19ページですが、全国の議会費当初予算の状況であります。表の中央ほどですが、平成18年度からの伸び率をごらんください。ほとんどの県で18年度に比べて19年度予算がマイナスとなっているわけですが、中でもことし4月の統一地方選挙時に大きく定数を減らした県については、議会費のマイナスも大きくなっている傾向があります。

その1列右が、議員1人当たりの議会費であります。最も高いのが東京都で4,500万円、最も低いのが鳥取県で2,500万円となっております。本県は2,760万円で、全国の平均は3,030万円となっております。なお、東京都だけが突出しているようでありまして、ちなみに東京都を除く全国平均は2,890万円となっております。

そして一番右の表ですが、一般会計に占める議会費の割合をあらわしております。こちらは前回、瀧砂委員のほうから資料要求があったものかと思えます。軒並み0.2%前後となっております。なお、これについては、19年度の一般会計の当初予算が骨格予算として編成された県が全国的に多かったことから、18年度の当初予算での比較とさせていただきます。

次に、20ページに参ります。地方交付税における議会費の算定状況についてであります。こちらは野辺委員のほうから資料要求があったものかと思えます。まず、1は地方交付税の一般的な算定方法でありまして、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いたものが交付基準額となります。基準財政需要額の算定方法は、単位費用、すなわち単価、掛ける測定単位、これは人口等ではありますが、掛ける補正係数となっております。

2の平成18年度までの算定状況ですが、議会

費は「その他の諸費」という算定費目の中で算定されておりまして、単位費用、すなわち単価は622円となっております。ただし、これは議員報酬だけでなく、事務局職員費、旅費等の需用費、負担金等を含めた単価でありまして、議員報酬分のみの算出は困難とのことでありました。以上より基準財政需要額を算定してみますと、622円に人口と補正係数を掛けまして、11億2,500万円が議会費として交付されているといった計算になりまして、実際の議会費12億1,900万円に比べると少ない交付額であったものと言えます。

次に、3の今年度からの算定についてですが、いわゆる新型交付税となったことによりまして、議会費の単位費用、すなわち単価は現時点では不明とのことでありまして、9月ごろに公表される見込みであるとのことであります。よって、現時点では議会費の交付額の算定についてはまだできないということでありました。

続きまして、21ページに参ります。21ページは、県内市町村議会の議員定数の状況についてであります。左が平成17年7月現在の議員数でありまして、合併を行った市町村で、上のほうの段ですが、368名、その他の市町村で400名、合計で768名となっております。その後、市町村合併や厳しい財政状況等を理由に削減が進みまして、平成19年6月現在では、合併を行った市町村については183名、その他の市町村でも310名、合計で493名となっており、トータルでの削減数は、一番右下になりますが、275名、削減率35.8%と大幅な削減が行われております。

次に、22ページですが、県内の市町村民所得の状況についてであります。こちらは前回、緒嶋委員のほうから資料要求があったものかと思えます。人口1人当たり実額の欄が、いわゆる

所得の格差と言えようかと思いますが、それを高い順に並べたものが右の表であります。市町村別で見ますと、最も高いのが宮崎市、最も低いのが美郷町となっております。これを選挙区別に計算してみますと、下の右のほうの表ですが、最も高いのが宮崎市選挙区、最も低いのが串間市選挙区となっております。なお、その右の現定数と比較してみますと、宮崎郡以外の1人区が下位のほうに来ている傾向が見受けられます。

次に、23ページであります。本県議会の議員1人当たりの面積の状況であります。議員1人当たりの面積が最も大きいのは西臼杵郡選挙区で686.77平方メートル、逆に最も小さいのは宮崎郡選挙区で47.81平方メートルとなっており、14.36倍の開きがございます。なお、参考までに、右の表の人口比例定数どおりに定数配分した場合の議員1人当たりの面積についてですが、最も大きいのが東臼杵郡選挙区、小さいのが宮崎市選挙区となりまして、その差は30.33倍となっております。

次に、24ページですが、市町村合併推進構想の構想対象市町村の組み合わせについてであります。こちらは前回、権藤委員のほうから、こういった合区をした場合にどういった弊害があるかという資料要求もあったところですが、執行部のほうでは弊害に関しては難しいということだったので、こちらの資料の提出になっております。こちらのほうは、前回、市町村課より説明がありましたので、説明は省略いたします。

次に、25ページですが、一票の格差に関する最高裁の判例についてであります。こちらも説明は省略いたします。

最後に、26ページであります。九州各県の常任委員会の状況についてであります。各県と

も5つ程度の常任委員会を有しております、1つの委員会の平均人数は、下のほうですが、9.41人となっているところであります。

以上ですべての説明を終わります。

○蓬原委員長 ありがとうございます。

これまでの皆様方の資料要求等を含めて、それとこれまでの議論、調査してきましたものを、基礎的な部分について共通認識あるいは理解を得ることが必要であるということで、この資料を総括的にそろえていただきまして、今、説明をいただいたところであります。書記も大変な苦労だったと思います。いい資料ができています。本当にありがとうございます。

それでは、これから協議に入るわけですが、委員協議としまして、まず、この資料の内容に関する事項について、委員の皆様にご協議をいただきたいと思っております。

説明は一応終わりましたが、中にはまだ、ここはどうなっているのかという質問等もあろうかと思っております。ただし、大変幅広い内容でありますので、この資料の目次に従って、テーマをある程度絞って意見を述べていただきたいというふうに考えております。

まず、目次の1「議員定数・選挙区に関する法令等」及び2の「本県の議員定数・選挙区の状況」の範囲で、質問がありましたら質問を、そして御意見等がありましたら御意見等をお願いいたします。1と2についてであります。ページは1ページから7ページまでということになります。よろしくお願ひします。

○榎藤委員 2ページの合区の考え方についてであります。あくまでも法的には「郡市の区域による」というものが優先されるという考え方で、従来から我々は説明を受けたり解釈をしてきておるわけですが、任意合区のとこ

ろで、現在は南那珂と日南だけが任意合区になっているということですが、「議員一人当たりの人口の半数以上であっても、議員一人当たりの人口に達しないとき」ということなのですが、これでいったときに、南那珂、日南以外で任意合区の対象となるところがあるのかなという感じがするんですが。

○松下書記 今の選挙区、定数でいきますと、5ページにございますが、この中で色が濃くなっているところ、串間市、えびの市、北諸県郡、西諸県郡、西臼杵郡が配当基数が1より小さい——配当基数が1より小さいというのは、県全体の議員1人当たりの人口に達していないということです。こちらの5つの選挙区は任意合区の対象となります。

○蓬原委員長 それと、私のほうからですけど、次の6ページには、全体の数が変わっていった場合にはまたふえますよというシミュレーションがしてあるというふうに御理解をいただきたいと思っております。

ほかにございませんか。

○中野委員 今の説明ですが、1人区だから1に達しないんですが、例えば小林市の現在2人なのに1.6と、こういうのはどんなふうになるんですか。

○松下書記 配当基数は、各選挙区の人口を2万5,623で割った値です。こちらは機械的に算定されております。それを受けて人口比例定数が計算されるんですが、この人口比例定数の計算方法は、下のほうの注2にございます。まず、配当基数の整数部分、宮崎市なら14、都城市なら6、今おっしゃられた小林市なら1、こちらをまず各選挙区に配当いたします。合計は恐らく38ぐらいになったと思いますが、その残りの7つを、今度は配当基数の小数点以下の、0.幾

つという部分の大きい順番に1つずつ上位から割り振っていきます。そうなりますと、実質、0.幾つの5つの選挙区は、整数部分はゼロなんです、小数部分が大きいものですから、まずそこに1ずつ配当されると。小林市の場合も、1.6ですので、整数部分の時点で1配当されておりまして、0.6ございますので、ここでさらにプラス1で人口比例定数が2名となっております。

○蓬原委員長 県の全体の人口を全体の定数で割ります。すると1人頭の2万幾らという数字が出ます。その数字を分母にして各選挙区の人口を割った場合に、小林市の場合は1.6という数字が出るということです。ほかのところの1以下というのは、それで割っても、例えば2万5,000幾らがこの場合の全定数で割った数字、いわゆる基準になっておるわけですから、2万4,000とか2万3,000のところは、0.9幾らという数字が出てくる、これは機械的にやった数字。後で説明した分は、1.9幾ら、1.7幾ら、1.6幾らとなった場合に、整数部分を足しても45に達しませんから、0.9、0.8、0.7という高いところから1人ずつプラス1、プラス1でやっていくという説明であります。この部分については大事なところですので、よく御理解をいただきたいと思えます。

○函師副委員長 中野委員がおっしゃりたいのは、任意合区のような理解ができるのかどうかというところだと思うんですが、私も同じような疑問を持っておりまして、ここは1人区と同様に任意合区としてとらえるという理解をしてもいいのかなと思っております。

○蓬原委員長 まず、中野委員、さっきの説明はよろしかったですか。これは今後、機械的に数字を当てはめていくときに大事な部分ですので、この計算についてはよく理解をいただいて

おきたいというふうに思います。

ほかに何かございますか。

○福田委員 6ページに、初めて見る参考資料として人口比例定数の状況が出ております。現定数の45から38まで、このあたりと現在の配当基数の調整、その辺の読み方を書記に説明していただきたいと思えます。

○松下書記 配当基数に関しましても人口比例定数に関しましても機械的に計算されるものですから、こちらの表のとおり、総定数38の場合であれば、県全体の人口115万人を38で割りますので、1人あたりは3万343と、こういうのは自動的に計算されます。

○福田委員 配当基数というんだったら、38の場合でも人口の少ない地域の救済はできているわけですね。そういうふうに理解していいんですよね。

○松下書記 これはあくまで現在の選挙区割のままで人口比例定数どおりに配分した数字ですので、実際は、選挙区割が変わればこの表も変わってきますし、この人口比例定数の後に公選法15条8項のただし書きを適用しまして、宮崎市を減らすとかいう調整はもちろん可能です。これはあくまで現在の選挙区割で、あくまで人口比例による定数ということでありまして。

○福田委員 現在の選挙区を、定数は減っても守れる形ですね。

○蓬原委員長 定数はそこに残るよという意味では、そうですね。それを救済ととらえるならということです。ゼロということは出てこないと。

○福田委員 現在の定数での配当基数に基づくあれですね。だから、かなり配当基数を落ち込んでも1は残してある、そういうふうに見えていいですね。

○蓬原委員長 残るといことです。残してあるんじゃないで、機械的に計算して残るといことです。それ以上減らしていくと、残らないところが出てくるかもしれません。

ほかにございますか。まず、共通理解、共通認識に立つことが必要だと思いますので、しっかり議論していただいて、次回以降は佳境に入る入り口に行くと思いますので、きょうまでは基礎的な部分をしっかり議論しておきたいというふうに思っております。

では、項目が次に移ります。3の「平成17年度特別委員会の概要」及び4の「全国の議員定数・選挙区の状況」についてであります。8ページから17ページまでということになります。御意見をお願いいたします。

御質問でも結構です。むしろきょうの配付でしたから、質問が主になるかと思ますけど。

○緒嶋委員 今のところ、新たな市町村合併の動きというのがどこそこ見えるわけですけれども、我々の選挙は4年後という形で、その中の合併による動向というか、それも十分検討する必要あるんですが、今のところ西諸あたりは動きがあるみたいですが、南那珂は変わらんですね。どういう動きでしようかね。

○蓬原委員長 これについてはほぼ皆様方が持っておられる情報のとおりかなと思ます。ただ、意見交換の後にお諮りするんですが、県内の調査をどうするかということと意見交換会をどうするかということがありますので、そのことについては後でお諮りするつもりです。その中で、いろいろな状況だとか県内の皆様方の声というのはそこで聞こえてくるのかなというふうには思っております。必要があれば、そのあたりの調査は知事部局のほうにお願いをして意見聴取はできるかと思っております。

○河野安幸委員 8ページですが、町村議会議長会との意見交換がされたようすけれども、これは合併前でしょうか。

○松下書記 意見交換会は町村議会議長会と行っておりまして、今、手元にあるメンバーでいきますと、町村議会議長会側は、会長・押川勝綾町議会議長、副会長・黒木正一諸塚村議会議長、そのほか田野、北郷、高崎、須木、新富、五ヶ瀬、日之影の議長となっております。

○蓬原委員長 ほかにございますか。なかったら次に移ります。あとはしっかり復習をしていただきたいというふうに思ます。

次に移ります。5の「本県及び議会の財政状況」及び6の「県内市町村の状況」、7の「その他」について、何かございませんか。18ページから26ページまでということになります。

○権藤委員 20ページですが、先ほど地方交付税で議会費をどれだけ県に交付されているかという説明があったんですが、これで見るとは12億のうちの11億、ほぼ交付税で見てもらっていると、本来からいくと交付税の比率があるわけですから、一般財源の持ち出しはわずかであるという理解でよろしいんですか。

○松下書記 非常に交付税の制度は複雑でございまして、私のほうもまだ細かいところまではわかっていないんですが、おおむね趣旨を説明した上で執行部に資料要求しましたところ、この額が来ていると思つていただいて構わないということでした。

○蓬原委員長 ほぼそういう御理解でいいということのようすです。

○濱砂委員 15ページの議員1人当たり面積順というので、宮崎県が171.88平方キロメートルで12番目になってますね。これを今回の交付税における算定状況、議会費に換算した場合

に、19年度からの算定に包括算定経費ということで、新型交付税には、いわゆる人口と面積というものが織り込まれておる。これは当然面積としてこれがふえてくると、全国傾向から見ると。ということを理解していいんですか。まだわからないかな。

○松下書記 結論から言いますと、まだわからないんですが、恐らく人口か面積かどちらかの測定単位を掛けて算定されるのではないかと考えられます。新型交付税全体では面積を掛けるところもあるし、人口を掛けるところもあるんですが、議会費に関しては人口を掛けて算定するということになるのではと思われま。

○濱砂委員 人口のみを掛けてという算定になるということですか。

○松下書記 測定単位自体は人口と面積というものがありますけれども、議会費の算定に関しては両方を使うということはないのかなと。9月ごろに公表され次第、次回以降の委員会で御報告したいと思ひます。

○蓬原委員長 ほかにないですね。きょうのところはそれでいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○蓬原委員長 それでは、資料に関する協議はここまでといたしたいと思ひます。

暫時休憩をいたします。

午前10時58分休憩

午前11時3分再開

○蓬原委員長 それでは、再開いたします。

今までのいろいろ資料等について御協議いただきましたが、次回からはいよいよ本格的な議論に入っていくことになろうかと存じます。佳境にいよいよ入る段階に来るということですが、ここからは、今後の活動計画について御

協議をいただきたいと存じます。

まず、平成17年度の特別委員会でも行っておりました、先ほど河野委員からも御意見がございましたが、外部の方々との意見交換会の開催について御意見をいただきたいと思ひます。

開催するかしないか、するとしたらどういった方々で行うとよいかということでございますが、市議会議長会とか町村議会議長会、あるいは有識者の方をお呼びする等々考えはあるかと思ひます。御意見を賜りたいと存じます。

○濱砂委員 最終的には結論に従いたいと思ひますが、まだちょっと早いんじゃないか、もう少し我々が勉強してからでないと、今の段階で外部の方たちと話し合っただけで十分な協議ができるかなと思ひますので、もう少し私どもの勉強が必要だと思ひます。

○蓬原委員長 やる方向についてはどうですか。

○濱砂委員 そこまではまだ。今、やるのはまだ早いと思ひます。

○黒木委員 私は、どこかの時期ではやるべきだと思ひますが、今言うようにもうちょっと勉強会、やるべきことをやって、それからのほうがいいかなというふうに思ひます。

もう一つは、定数に関してですけれども、私たちは定数減をするんだという共通意識を持って取り組んでおいたほうが、どこかの共通がないと、まだ現状でいいとかそういう話が出てくると、いつまでも進まない。人数はこれからいいんですが、定数減をするんだという共通意識だけは持って取り組んだほうがいいんじゃないかと思ひますが、どうでしょう。

○中野委員 今の意見に少々反論ではありますが、我々の議会制民主主義、あるいは民主的手法で選ばれて、民主的手法で議会運営をし、執行部のチェックをしていくわけですが、本来の民主

主義とは何かとか基礎的なことをもっと専門家にも話を聞いて知ってほしいと思うんです。例えば市町村の議員の人たちは、おれたちはこんなに減らしたんだから県議会議員も減らすべきだと、そういう短絡的な話になると思うんです。だから、本来、チェック機能を果たすにはどうだとか、これを際限なく下げれば1にこしたことはないわけです。それでは民主主義というのはあり得ないわけだから、県民の声がいかにして議会を通じて県政に反映できるかという基本的なものを勉強すべきじゃないかと思います。

○濱砂委員 私もそう思いますが、基本的に議会の役割を含めて議員それぞれの役割というものをもう一回原点に返って考えて、今出てきておりますように、45人で県費1億円の持ち出しでありますから、ほかは全部いわゆる交付税措置がされておるといっても、県民の皆さんは知らないわけありますから、そのようなものを前提に勉強した上で、そういうことの説明をしていかないと、今が定数が多いということでは決してないと思います。だから、適切に運営されておるかどうということをまず確認してから、現状維持するか減らすのかというのは検討すべきだと思います。

○権藤委員 17年の案のときに、社公民の統一案と自民案とで、自民はもちろん全会一致と書いてあるんですが、そこに3減らそうじゃないかという提言が盛られておったと思うんです。そのあたり、際限なくという仮定の議論ではなくて、当面するものとして、この委員会を設置して、目標とすべきは——社公民案がいいとか悪いとかじゃなくて、現実論として、常任委員会の維持とかそういうことを考えると、そんなにたくさん減らすという議論は、ステップはあったにしても、我々の特別委員会の権能としては

そんなにならないんじゃないか。ビルから飛びおりのような案というのは出てこないんじゃないか。現実に即したもので、最大限かどうかわかりませんが、そういうところが一つの焦点になるのかなという感じがしますので、そういう角度から議論を、黒木委員が言われたことに対して、共通認識が持てたらなおいいのかなという感じがいたしますし、それが3が2になったからどうということではありませんが。

もう一つは、先ほど聞いた任意合区のルールに基づいていくと、将来の合併構想の最終的な姿というのは7～8つの広域的な想定というのがあるわけでありますが、それと1人区をなくすという——1人区があつたらいかんという意味じゃないんですが、要するに基数に基づいてすべて合区するというのはそういうことかなというふうに考えると、任意合区の解釈の仕方等が、1人区の議論とあわせて、将来展望としてはこういった形の、合併ありなしにかかわらず、そういう議論の角度が必要じゃないか。そういうことの方角性が決まれば、先ほどの参考人との議論の仕方、大学の先生がいいのか商工会議所がいいのかわかりませんが、そういうものも方向性が決まれば出てくるのかなと。今の段階ではまだ漠然としている、そういう印象があります。

○福田委員 まだ勉強はお互いに足りないと思いますが、実は私は前々回の委員会でやってきたんですが、そのときは2名の削減を実現いたしました。今回を見ますと、この4月の選挙で全国で90人減っています。でありますから、全くゼロということはありません。先進の事例がありますから、その辺も県内調査とあわせて勉強すると。

それから1人区の解消の問題であります、

私はたまたま農業団体におりまして、今、宮崎市を中心としたJA宮崎中央というのは、綾を除いて全部包含している非常に大きい組織なんです。そこでいつも言われるんですが——河野先生とさっき話して、「あなた発言しませんか」と言ったら、「いや、君が発言してくれ」と言ったから今発言しているんですが——清武、国富、この2つが行政でも違いますし、県政の県議会議員でも違って来るわけですが、非常に便利が悪いという話です。単純な組合員、県民の話です。それがいいかどうかというのじゃないんです。ただ、この数字から見ると、さっき書記に確認したんですが、38にならないと清武とか国富、綾の選挙区の任意合区はできませんと、そういうことを聞きまして、あらと思ったんですが、これで1人区の解消はできないんです。これは法律ですから。それは到底厳しい数字かなと見ていたんですが、そういう問題等もありますから、ぜひもう一段勉強を深める必要があるのかな、このように考えております。

○蓬原委員長 わかりました。では、もう少し方向性や基礎的なものを調査、研究、勉強、議論をして、次の次のステップで御意見を賜るといふ御意見が大勢を占めているようでございますから、そちらの方向でいいですか。もう少し議論を深めて、先ほど出たようなことも含めて基本的な方向性を出さないと先に進めないと。

○河野哲也委員 前回の委員会の結論が「抜本的に見直す」という、この言葉の議論がきちっと——概略しかいただいけませんので、そこから辺で考えるならば、黒木委員がおっしゃった、スタンスをしっかりと決めて進んでいかないと、先ほど権藤委員もおっしゃったように、方向性を決めておかないと。私たちもいろいろ勉強したい。書記が一生懸命丁寧な資料をつくって

いただきました。この場で議論をするということはありませんが、方向性を決めないと学術的というかプラスになるようなものは呼べないと思うので、スタンス的には減という方向でしっかり見据えて進めないといけない時期に来ていると思います。

○黒木委員 我が会派だけがまだまとまっていないようなこともありますので、会派も勉強会、研修会をやって、統一したものを私たちも持ってきたいというふうに思っておるところです。

○蓬原委員長 抜本的に見直すというのは前回議決したわけですから、これは生きていると思っております。おっしゃるとおりだと思っております。

それと、今、黒木委員から出ましたが、きょうはこういう資料をつくっていただきました。なかなかいい資料で、コンパクトにまとまっていると思います。最終的には、委員会の議論と同時に、各会派に持って帰っていただいて、ほかの議員さんにもそれぞれ御理解をいただかないと、私どもとの間に理解、認識の温度差があってなかなか議論が進まない。我々は理解したが、議員の皆さんが御理解いただけないということがありますので、できましたら、私は自民党県議団におりますから当然説明いたしますが、それぞれの会派にお持ち帰りいただいて、この資料をもとに勉強会をしていただきたい。今後は、この特別委員会の進行状況、あるいは議論の内容等について各会派で御説明いただいて、我々と同じ認識をそれぞれの会派の議員の皆さんが持っていただくということもまた必要かなというふうに思いますので、そのあたりのことも書記と打ち合わせはしております。各会派の皆さんの係の方がいらっしゃいますから、この資料をコピーしていただいて、このファイルに追加

するものについては追加をしていただくということで、それぞれの議員の必携としていただきたい。それをやっていただかないと議論が途中で頓挫する場合がありますので、よろしくをお願いします。

○福田委員 委員長のおっしゃるとおりでございます。

○満行委員 今、委員長がおっしゃったとおりに進めてほしいと強くお願い申し上げたいと思います。

17年度の概要の説明がきょうありました。17回開きましたが、前半と後半で大きく違うというふうになっています。私はそのとき副委員長をさせていただきました。前半7回やりましたが、10分、20分で閉会です。それはずっと自民党がまとまらないと、だから議論に入れません。我々は早く定数の問題をやりましょうよと申し上げても、ずっと引っ張られて最後に後半にばばばとなったという経緯がありますので、ぜひそのところはみんなを確認したいと思いますし、前回の委員長報告は何だったのか、多数決で時の米良委員長が報告をされたけれども、その経過をしっかりとみんなのものにしてほしいんです。

その走られた自民党の委員長が発言されても、結論はきょう書いてあるとおりですよね。先ほど河野委員がおっしゃったとおりに、「選挙区及び定数について抜本的に見直す」という報告を前回の委員会でされているわけですから、このことはしっかりとみんなで認識して議論に入っていないと、あっという間に1年間過ぎて、何だったんだろうとなるかと思しますので、今、委員長がおっしゃったとおりに運営を進めていただきたいと思います。

○権藤委員 関連してですが、ことしの4月の

選挙前に、県議会は定数を全然減らさないじゃないかという強い風当たりが宮崎市を中心にあったわけです。それは、合併した当時は98人ぐらいですか、それが2人ぐらいやめて、96人から46人になったわけです。制度が違うわけですが、同じ選挙地盤の中で、市民の中には物すごく減ったという印象があるわけです。県は変わらないと。そういうこともあったわけですが、この資料の中で、特別にマスコミ等を通じて、きょう見えていないところを含めて、冷静な説明というか客観的な説明として、全国でも45というのが議会を運営する一つの標準タイプだと。それで努力をせんとかそういう意味じゃなくてね。新人の議員さんで半減せよとかいうことを演説の中で言われた人もおるけど、現在の道州制が実現していない段階で、そういうことはないわけだから、常任委員会等を幾らやっても、沖縄タイプの4つの委員会にして、今、所管しているところを分けていくとか、そういう四苦八苦したものしかないわけなので、マスコミ、県民、市民に誤解を与えないために、我々の委員会として何らかの形でそういう事例や情報、客観的なデータを発信すると。

逆を言えば、我々議員というのは毎日議会に出てこないわけですから、また、伝票1枚見るわけじゃないわけですから、非常に情報不足の面があるわけです。そういう中で何か一たん問題が発生すると、監査は何しておるか、議員は何しておるか、こうなってくるわけです。そういったこと等も、この委員会の主要な情報ということで、何らかの形でマスコミの人にも正しい報道をしていただけるような情報提供ということで、きょう見えておるところはもちろんいいわけですが、見えていないところ等含めて、そういう努力を並行してお願いします。

○蓬原委員長 この資料は、きょうおいでのマスコミの皆様方にはしっかりお渡ししておるところであります。マスコミの皆さんにもよく御理解をいただいて、我々の内容を報道していただくようお願いする努力をしたいと思っております。

それでは、方向性ですが、前回の17年度の特別委員会副委員長の御意見もございました。抜本的に見直すという最終的な報告があるわけですが、前回の特別委員会の意見を尊重してこの委員会は進めるということについては、皆さん御理解よろしいですね。そういうことでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○蓬原委員長 それでは、意見交換会については、次回の次回以降ということで——私どもとしては、具体的に次回は御提案を申し上げてと思っておりましたが、今の御意見を聞きますと、もう少し時間が必要なようでありますので、委員長、副委員長の考えとしてはやる方向がいいんじゃないかと思っておりますが、時期尚早ということのようですので、少し延ばしたいと思っております。そういうことで結論にさせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原委員長 ただ、日程の都合がありまして、行事予定表があるかと思えます。裏をめぐっていただきまして、10月、11月、黄色いマーカーがしてあると思えますが、そのあたりしかあいていないと、11月議会が始まる前なら11月5～9日ぐらいしかあいていないということですから、余り時間ありませんので、日程のことも頭に入れていただきたい。

もう一つお諮りしたいのが、県内調査、県外

調査、こちらから出向いていく調査についてあります。これをどうするかということなんですが、御意見を伺いたいと思います。

県内の状況については、皆さんほぼ御存じかと思えます。ただ、県外がいろいろあるわけで、4月の選挙で定数を削減したところ、あるいは人口、選挙区、置かれた状況が本県と非常に似ているところ、あるいは市町村合併が余り進んでいないところなどがあるわけで、そういうことを踏まえながら、余り時間はありませんから、県外調査に行ったとしても1泊2日ぐらいしか時間はとれないと思っておりますが、そのあたりについて御意見を賜りたいと思います。

○福田委員 委員長一任。

○榎藤委員 要望であります。これを見ると該当される選挙区の方がいらっしゃるので、言葉は慎重に申し上げますが、1人区を少なくすることについては、この委員会としての一つのテーマかなと、できるできんは別にして。そういう意味で、飛地は別として、法律の任意調整、こういう解釈と、原則の15条第1項の部分、例えば消防、教育、商工会議所、農協といったところの実態と、行政で、宮崎市で申し上げれば、さっきも出ました清武、国富、綾、こういったところとの調整、火葬場から焼却場までほとんど広域でされておるわけです。そういうもの等、できれば短い時間でも事前に問題点を——国会で何らかの形をとって法律を変えてもらわないと、我々は変えられないと思うんです。ほかのところからそういうのは来ていないのかどうかを含めて、県外視察のときに一こまをセットしていただくことを希望したい。東京の地方自治を扱っている、法制を検討している法制担当のところ、今、全国からそういう相談はないのかとか、国会内での議論としてこのことに

ついて何か議論がされているのかとか、そういったこと等を事前に質問項目を絞って、時間は1時間でもいいんですが、場合によっては自民党さんの合意が得られないと難しいと思うんですが、1人区と無投票とか、そういったことは非常に関係があると思うんです。そういったことを含めて、私は将来的には合区のほうが望ましいのではないかという意見を持っております。

○河野安幸委員 権藤委員に反論するわけではございませんけれども、1人区をなくす、それも十分認識はできますが、基本的には先ほど言われたとおりですけれども、今、合併論議が真っ最中なんです。その辺のところも踏まえてもらって、1人区を全部減らすということになったら大変なことになると、町の反論も出てくるかもしれませんが、その点は十分考慮してもらいたいと思っております。

○濱砂委員 だから、抜本的に見直すというのはそれを含んでのことだろうと思うんです。抜本的というのは、道州制をにらんで、これからの宮崎県議会のあり方というのかどうかよくわからないんですが、内容についてはですね。今言われるように、今の公職選挙法では難しい部分もある。そのようなものを踏まえて、将来の宮崎県像としてとらえていくということについては十分論議して入らないと、どこでもひっつけばいいというものでもないだろうしですね。人口別だけでいくと、このままいけば1人区が相当ふえてくるわけですから、1人区をなるべくつくらないということであれば、もう少し弾力的な考え方を持ちながら追求していかないといかん。その辺も踏まえてひとつ十分に勉強の機会を与えていただきたい。

○蓬原委員長 今、県外の調査のことでしたが、そういう参考になるような事例のところ、視察

先についてはこちらに御一任いただけますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○蓬原委員長 行ったとしても1泊2日ぐらいしか時間はないと思っております。そういうことでお願いをいたします。

時期については、次回お諮りをいたしたいと思えます。

○河野安幸委員 9月にはもう一回、委員会ができるのかできんのか。

○蓬原委員長 それは当然であります。当然しますから、欠けることのないよう御参加をお願いいたします。

今回は議会中ということになります。議会中の特別委員会が終わった翌日、閉会日の前日、議事整理日にしか時間がとれないんじゃないかというふうに思っております。そういうことでお願いをいたします。

その他で何かございませんか。

○中野委員 きょうは大変すばらしい資料をいただきました。勉強になりましたが、1つだけ、我々一生懸命、特別委員会をつくって選挙区の見直し等についてこういう論議をしているわけですが、全国的な動きを知りたいと思うんです。この4年間の期間中にされるのか、既にスタートされているのかわかりませんが、資料があれば欲しいと思います。

○蓬原委員長 取り組み状況ですね。次回までに調べて提出をいたします。

今回は、恐らく定例会開会中の9月27日（木曜日）になろうかというふうに思います。

ほかにございませんか。

なければ、以上で本日の委員会を閉会いたします。

午前11時30分閉会